

日医発第 1472 号(情シ)

令和 5 年 11 月 24 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

毎月勤労統計調査（第一種事業所調査）への調査協力に係る管下事業所への
周知・協力のお願いについて

日頃より、大変お世話になっております。

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施しております。

この度、「第一種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

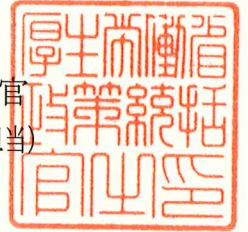
記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査票（第一種事業所用）
3. パンフレット

政 統 発 1115 第 3 号
令 和 5 年 11 月 15 日

公益社団法人 日本医師会
日本医師会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



毎月勤労統計調査（第一種事業所調査）への調査協力に係る管下
事業所への周知・協力のお願いについて

厚生労働省が実施しております毎月勤労統計調査につきましては、平素より格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、常用労働者5人以上の事業所（うち、第一種事業所調査は常用労働者30人以上の事業所）を対象として、毎月の雇用、給与及び労働時間の動きを明らかにすることを目的として実施している、統計法に基づく基幹統計調査です。調査結果は、国や都道府県の経済政策の基礎資料として活用されるほか、雇用保険や労災補償給付額の改定にも利用されています。

このたび、都道府県を通じて実施した事前調査の結果に基づき、令和6年1月分から令和9年1月分まで調査を実施する事業所を選定し、現在、都道府県の統計主管課経由で、調査対象となったことを通知する「指定書」、調査の「依頼状」及びその他の調査用品等を、調査対象事業所に配布しております。

何卒、この調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご協力いただくべく、調査の実施に係る貴会員の関係企業及びその傘下事業所への周知・協力について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考までに、調査票及び広報パンフレットを添付しますので、周知等にご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 柴崎
TEL : 03-5253-1111(内線 7606)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

様式第1号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

日

月 日から 月 日まで

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

令和 年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)			8 現金給与額(税込み額です。)						
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって、給与の総額はいくらでしたか。(協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。				
男	1											百万	千円	①賞与	百万	千円
女	2											百万	千円	②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分		千円
計	3											百万	千円	③3か月を超える期間で算定される通勤手当		千円
うち、パートタイム労働者	4													その他(名称別に金額を記入してください。)		千円
														④		千円
														⑤		千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に換業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 換業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に着しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号 (第9条関係)



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票 (第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
.....日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上
(2) 300~999人
(3) 100~299人

(4) 30~99人
(5) 5~29人

.....月.....日から.....月.....日まで

令和 年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数 (実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)		
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。 (5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。		(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらか。 (2) うち、超過労働給与の総額はいくらか。 (3) 特別に支払われた給与の総額はいくらか。	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらか。 (3) 特別に支払われた給与の総額はいくらか。	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1									①賞与百万.....千円
女	2									②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分千円
計	3									③3か月を超える期間で算定される通勤手当千円
うち、パートタイム労働者	4									その他(名称別に金額を記入してください。) ④.....千円 ⑤.....千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。
2 ベースアップを実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。

4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月の報告内容と前月の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名
.....

調査票提出年月日
.....年.....月.....日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業所の皆さまへ

統計は未来を支えるおくりもの

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

厚生労働省が行っているまいつききんろうとうけいちょうさ**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国の事業所から都道府県、産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象に、毎月実施しています。

どのように利用されているの？

毎月閣議に報告される「月例経済報告」の中で、労働経済情報を示す重要な指標として、賃金と労働時間が取り上げられています。他にも「景気動向指数」や、雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料に用いられています。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。安心してお答えください。

まいきんで分かること

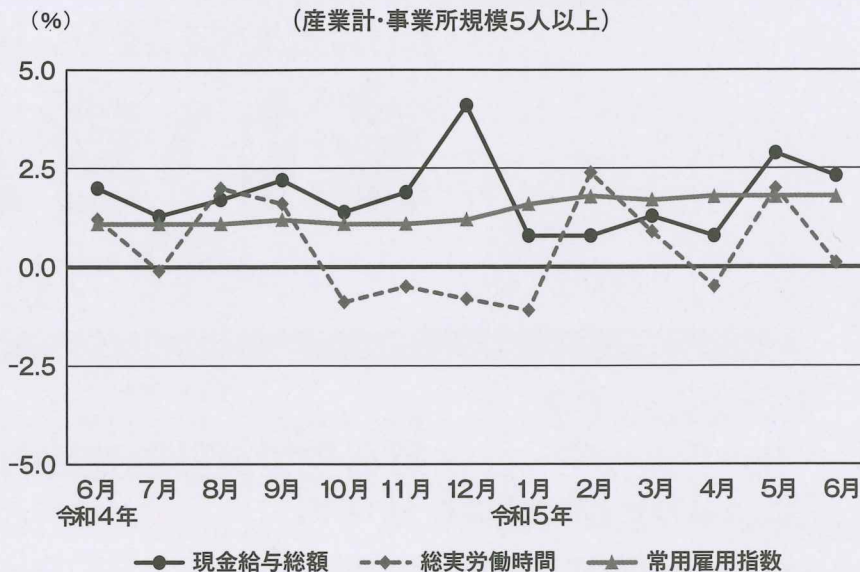
賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。

まいきんを見れば、
最新の情報が分かるんだ。



毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」

現金給与総額、総実労働時間及び雇用指数の前年同月比の推移
(産業計・事業所規模5人以上)



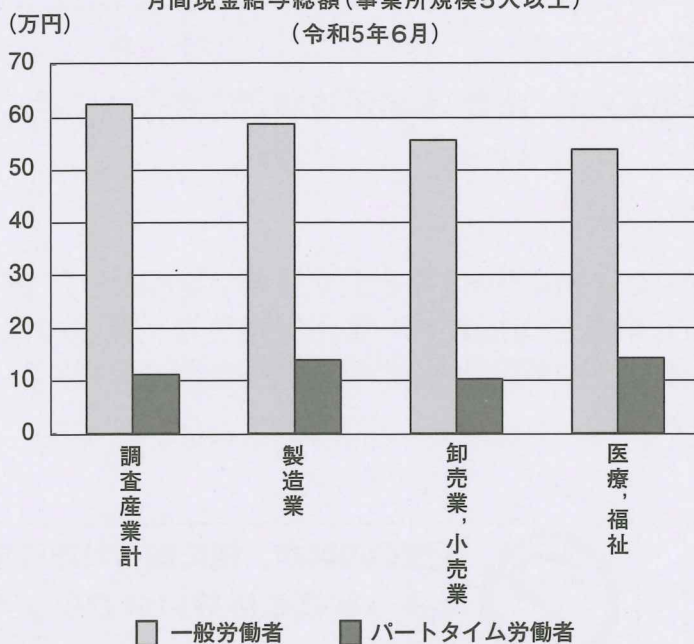
いろいろな情報がわかります

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。



毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」

月間現金給与総額(事業所規模5人以上)
(令和5年6月)



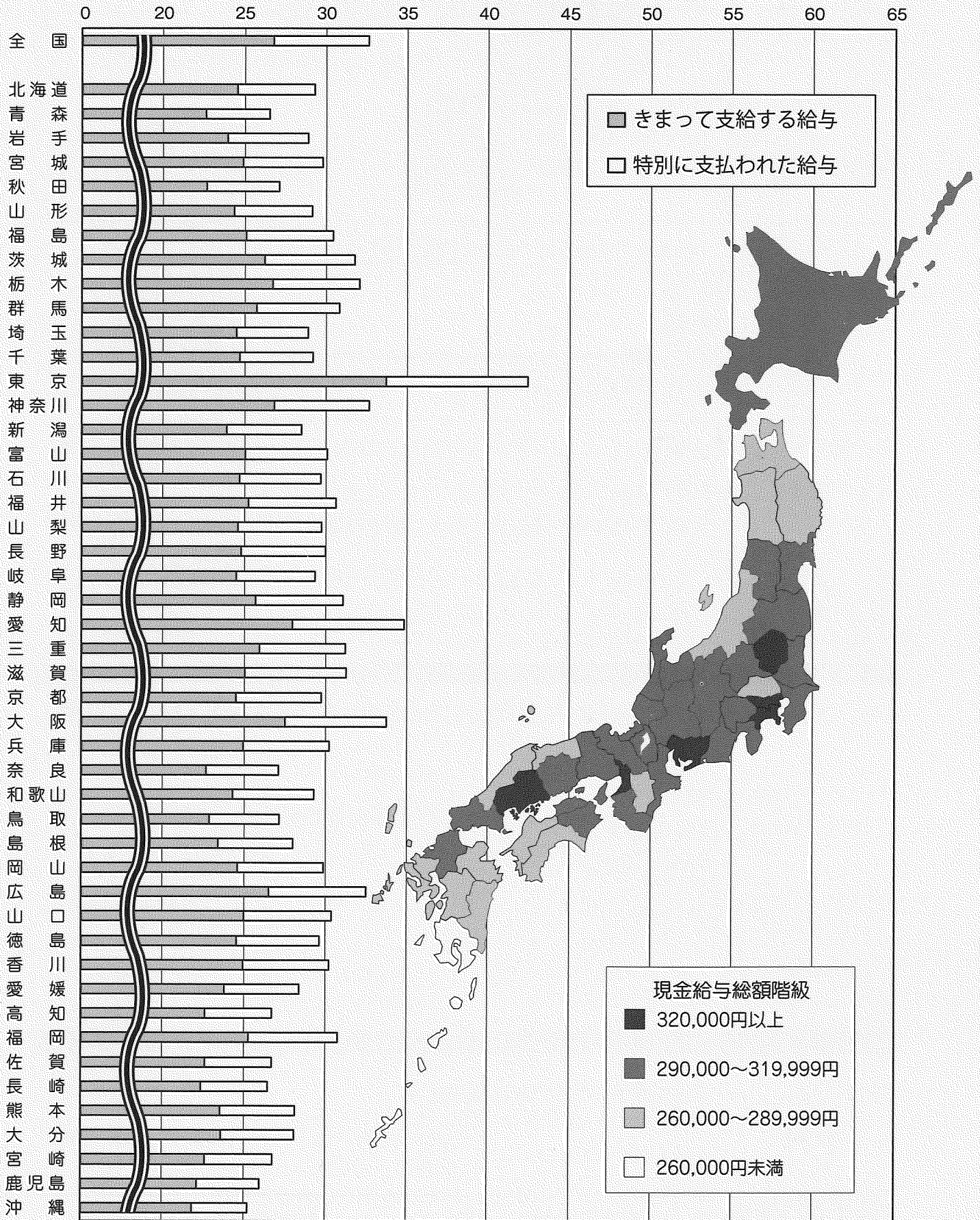
まいきんの結果はいろいろと利用されています

- ★ 内閣府の「月例経済報告」(閣議報告)や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
 - ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
 - ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
 - ★ 政府の各種審議会の資料(労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等)
 - ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料
 - ★ 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
- 毎月勤労統計調査(全国調査、地方調査)→調査の結果→利活用事例

- 都道府県別常用労働者1人平均月間現金給与総額 -

令和4年年平均

(万円)

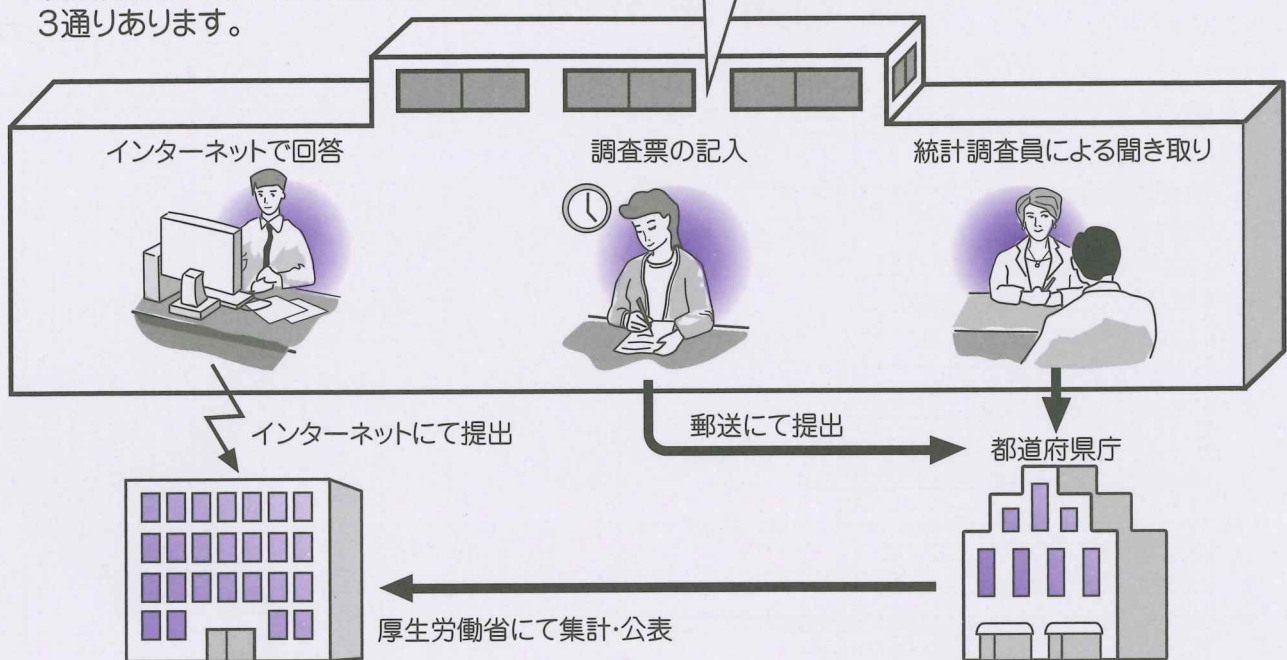


現金給与総額=きまって支給する給与+特別に支払われた給与

調査票の提出方法

提出方法には、事業所規模により3通りあります。

エクセル形式のファイルを利用して調査票を作成いただけます。
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1e.html>から「エクセル版調査票」「集計用ファイル付調査票」をご利用ください。



- 毎月勤労統計調査は、インターネットを利用して調査票データを送信できます。是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

フリーダイヤル **0120-956-360**

受付時間:午前9時~午後6時(土日祝日、12月29日~1月3日を除く)

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607
(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



令和6年